

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月6日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第34号

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則

京都市病院事業財務規則の一部を次のように改正する。

第37条の4を次のように改める。

(概算払)

第37条の4 令第21条の6第5号の規定により、損害賠償金については、概算払をすることができる。

第37条の4の次に次の1条を加える。

(概算払の精算)

第37条の5 概算払を受けた者は、概算払を受けた経費の額が確定した場合において、剰余金が生じたときは、直ちにその旨及び剰余金の額を文書により市長に通知しなければならない。

2 概算払を受けた者(次に掲げる経費について概算払を受けた者を除く。)

は、概算払を受けた経費の額の確定後7日以内に、精算書を作成し、これに証拠書類(剰余金が生じた場合にあっては、証拠書類及び当該剰余金の返納に係る領収書又はその写し)を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料その他精算書を提出させ
難い経費

(2) 債務の一部の履行として概算払をする経費

3 市長は、前項の規定により精算書の提出を受けたときは、これを精査し

たうえ，速やかにこれを金銭出納員に送付しなければならない。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(京都市立病院管理課)